

「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」についての意見

(1) 氏名	特定非営利活動法人 消費者ネット広島 理事 根石 英行
(2) 住所	広島市中区鉄砲町 1 番 20 号 第 3 ウエノヤビル 3F
(3) 連絡先	電話： 082-962-6181 e-mail： c.n.hiroshima@y6.dion.ne.jp FAX： 082-962-6182
(4) 意見	
①【意見の対象】 第 1－4・第 2－1（1）共通義務確認の訴えについて	
②【意見の内容】 共通義務確認の訴えの内容が事業者の負う義務に限定されているが、事業者の役員、構成員等が負う金銭の支払義務にまで拡大すべきである。	
③【理由】 消費者被害をもたらす事件では事業者の役員や、構成員などの実質的な首謀者が財産を隠匿費消し、事業者に対して金銭支払義務を確定したとしても、事業者の責任財産自体が散逸し、被害の回復が困難であることが予想される。 このような場合、財産の流出先である事業者の役員等に対する請求が被害回復には不可欠であるが、役員等の第三者責任、共同不法行為責任等の法理に関する法律要件の有無は、多数被害者において共通する場合もあるから、そのような場合は共通の手続きにおいて一律に確定することが可能である。 よって、事業者の役員や構成員についても本手続の相手方とされるべきである。法人格否認の法理が適用される場合は、役員等を直接の事業者と見て本訴えを行うことが可能であるとも考えられるが、第三者の責任追及は法人格が否認できる場合に限られるわけではなく、事業者の役員・構成員に対する責任追及についても本手続きの利用を可能とすべきである。	

「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」についての意見

(1) 氏名	特定非営利活動法人 消費者ネット広島 理事 根石 英行
(2) 住所	広島市中区鉄砲町 1 番 20 号 第 3 ウエノヤビル 3F
(3) 連絡先	電話： 082-962-6181 e-mail: : c.n.hiroshima@y6.dion.ne.jp FAX： 082-962-6182
(4) 意見	
①【意見の対象】 第 3－1－（2）⑤特定的確消費者団体の特定認定の要件の経理的基礎について	
②【意見の内容】 特定適格消費者団体の認定に際して、認定の要件である経理的基礎については、特に財源確保の観点において、過度に厳格な要件とされるべきではない。	
③【理由】 現状の適格消費者団体は、その構成員による会費あるは寄付を専らその財源として活動する極めて財政的基盤の弱い組織であって、行政による財政的支援措置もなく、被害関係回復業務を行うについての財源確保は極めて重要であるが、過度に経理的基礎（財政的基盤の明確化，経理処理・財産管理の適正性，情報開示の適正性等）が求められた場合、適格消費者団体のうち特定要件を満たす組織が限定されるおそれがあり、本制度の利用を狭める結果となることが危惧される。	

「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」についての意見

(1) 氏名	特定非営利活動法人 消費者ネット広島 理事 根石 英行
(2) 住所	広島市中区鉄砲町 1 番 20 号 第 3 ウエノヤビル 3F
(3) 連絡先	電話： 082-962-6181 e-mail: : c.n.hiroshima@y6.dion.ne.jp FAX： 082-962-6182
(4) 意見	
①【意見の対象】 第 2－2－（3）①②申立団体による通知・公告について	
②【意見の内容】 申立団体による通知公告費用については、最終的に相手方事業者に負担させるための手続を設けるべきである。	
③【理由】 通知公告は、共通義務確認の訴えにおいて、共通義務の存在が確定した場合に行われるものであるから、事業者である相手方に対象消費者を特定させる義務を課しても何ら不当ではなく、少なくとも、通知・公告の結果、簡易確定手続きあるいは異議手続において確定した届出消費者の人数、件数、金額等を考慮したうえ、通知・公告に要した費用のうち相当額を相手方事業者に負担させることが公平である。	

「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」についての意見

(1) 氏名	特定非営利活動法人 消費者ネット広島 理事 根石 英行
(2) 住所	広島市中区鉄砲町 1 番 20 号 第 3 ウエノヤビル 3F
(3) 連絡先	電話： 082-962-6181 e-mail: c.n.hiroshima@y6.dion.ne.jp FAX： 082-962-6182
(4) 意見	
①【意見の対象】 第 2－2－（3）④情報開示義務について	
②【意見の内容】 相手方が対象消費者の氏名住所が記載された文書等を所持する場合における開示義務の除外事由として、「開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」が挙げられているが、「不相当な費用又は時間」の範囲が明確でなく、同除外事由は削除されるべきである。	
③【理由】 同除外事由は、相手方の開示拒否事由として濫用されるおそれがある。簡易確定手続開始の申し立ては、共通義務確認訴訟の判決確定の日から 1 カ月以内になされなければならない、同手続きの開始決定には対象債権届け出期間が定められるが、その届け出期間内に救済されるべき広範な対象債権の届け出がなされるためには、出来る限り対象消費者に対する通知の実効性が確保されなければならない。この観点からは、相手方が保有する対象消費者に関する情報が不可欠である一方、仮に相手方において情報が体系的に整理されておらず、相手方が対象消費者の住所氏名の検索にコストを要することを理由に情報開示を拒めるとすれば、相手方が情報を故意に毀損、隠匿、拡散して混乱させたとえ、同除外事由を理由に開示を拒むことを誘発するおそれがある。	

「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」についての意見

(1) 氏名	特定非営利活動法人 消費者ネット広島 理事 根石 英行
(2) 住所	広島市中区鉄砲町 1 番 20 号 第 3 ウエノヤビル 3F
(3) 連絡先	電話： 082-962-6181 e-mail: c.n.hiroshima@y6.dion.ne.jp FAX： 082-962-6182
(4) 意見	
①【意見の対象】 第 2－1－（１）共通義務確認の訴えの対象について	
②【意見の内容】 本訴えの対象についての損害賠償請求は、消費者契約の目的となるものについて生じた損害に限定すべきではない。	
③【理由】 製品事故や食中毒等において、対象消費者に拡大損害が生じた事案が除外されており、本制度の利用の幅が大幅に狭められている。また個人情報流出事故の損害賠償も含まれていないが、慰謝料等において定額の賠償額の算定が合理的な場合もあり、共通義務確認の訴えにおいて、損害賠償義務の責任の有無だけではなく、合理的な損害算定方法を合わせて定めることにより（一定の算定基準による賠償義務があることと確認することが考えられる。）、簡易確定手続きにおける債権確認を容易化することもできる。 拡大損害等で損害内容が多様な事案については、第 2－1－（１）④のとおり共通確認の訴えを却下することで本制度に適合する事案を選別することができるから、一律に拡大損害等の事案を排除する必要はない。	